

予算特別委員会記録

○開催日 令和7年3月7日 午前9時30分～午後1時49分

○場所 議場

○出席委員

4番 上 迫 正 幸 委員長	3番 辻 本 貴 志 副委員長
2番 下 竹 芳 郎 委員	5番 水 野 正 子 委員
6番 立 石 幸 徳 委員	7番 豊 留 榮 子 委員
8番 眞 茅 弘 美 委員	9番 禰 占 通 男 委員
10番 平 田 る り 子 委員	11番 橋 口 洋 一 委員
12番 吉 嶺 周 作 委員	議長 永 野 慶 一 郎

【議 題】

議案第10号 令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）

議案第11号 令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第12号 令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第13号 令和6年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）

議案第14号 令和6年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第15号 令和6年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

【審査結果】

議案第10号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第11号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第12号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第13号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第14号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第15号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前9時30分 開会

○議長（永野慶一郎） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

[委員長に上迫正幸委員、副委員長に辻本貴志委員を選出]

△議案第10号 令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）

○委員長（上迫正幸） 本委員会に付託された案件は、令和6年度補正予算6件、令和7年度当初予算7件の計13件であります。

本日は、令和6年度補正予算6件について審査を行います。

まず、議案第10号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（籠原正二） 議案第10号令和6年度枕崎市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億2,416万2,000円を減額し、予算総額を159億4,340万円にしようとするもので、当初予算額に対し8.1%の伸びとなります。

繰越明許費の補正は、次世代育成支援対策施設整備事業ほか8事業を追加し、令和7年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、緊急浚渫推進事業の追加と過疎対策事業ほか5事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、減債基金費、地方バス路線関係補助、障害者自立支援給付費、子ども・子育て支援教育保育等給付費、市立病院負担金、農地中間管理事業や、事業費の確定などによる国民健康保険特別会計繰出金、南薩地区衛生管理組合負担金、種子島周辺漁業対策事業補助、橋梁補修事業、都市公園安全・安心対策事業の減額と食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業補助の皆減などをお願いしてあります。

なお、今回の補正財源につきましては、地方交付税1億9,908万8,000円、市税4,390万円、繰越金2,379万円、地方消費税交付金ほか6,132万1,000円の増、市債2億4,610万円、繰入金2億1,197万3,000円、県支出金1億7,854万3,000円、国庫支出金ほか1,564万5,000円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（上迫正幸） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページ数や事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○11番（橋口洋一） 説明資料の1番、2番、こちらの基金ですが、財政調整基金は若干上回り、減債基金が1億4,000万円ほど上がっておりますが、この内容についてお聞かせください。

○財政課長（籠原正二） 今回の補正予算におきまして、減債基金積立金を1億4,112万2,000円の増としております。

この内訳につきましては、まず1点目、今回、予算計上しておりますが、普通交付税の再算定により措置されました臨時財政対策債償還基金費の積立てが3,310万1,000円。

この臨時財政対策債償還基金費につきましては、国の補正予算によりまして今回交付税が再算定によって増額されたわけですが、この中に、臨時財政対策債償還基金費という費目を創設いたしまして、交付税措置として3,310万1,000円措置することで、これを財源として、令和7年度及び令和8年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するために基金に積みなさいという交付税措置でございましたので、これを基金に積みまして、今回積んだ分は令和7

年度及び8年度に半分ずつ取り崩して活用するということになります。その金額が3,310万1,000円ということでありませう。

そして、今回3月補正で歳入予算、歳出予算の最終の調整等を行う中で、剰余見込額というものが出てまいります。その中から1億円を減債基金の積み増しに活用したということです。

さらに補正予算でお願いしております歳入で、お魚センターからの補助金の返還金を計上してございます。諸収入の中でウォーターフロント拠点整備事業補助金返還金ということで1,604万3,000円計上してございますが、これにつきましては、令和5年に実施いたしました太陽と鯉のまち「枕崎」ウォーターフロント拠点整備事業、これはお魚センターへの補助事業でございますが、これにおきまして、本年度に入ってから実績報告書の修正がございました。

これにより、補助対象経費が減額となったことによりまして、お魚センターから補助金が返還されました。

これについて、先ほど申し上げました額の半分が国庫への返納ということで今回、国県支出金等精算返納金で計上してございますが、半分は地方債を財源としてございましたので、令和7年度における地方債の繰上げ償還に充てる予定で今回減債基金に積んでおります。

地方債の繰上げ償還につきましては、ただいま財務事務所と協議中でございますが確定ではございませんが、もし繰上げ償還という結果となった場合にすぐにお返しできるように、減債基金費に今回積むものでございます。

それらを合わせまして、今回の補正の増額となるということでございます。

○11番（橋口洋一） そうすると、臨時財政対策債の部分については翌年度、7年度、8年度に使うものとして前渡しを受けたような考えでよろしいでしょうか。

○財政課長（籠原正二） 今回の普通交付税の増額といいますのが12月17日に成立いたしました国の補正予算1号に伴うもので、令和5年度国税決算の法定率分の増額と、令和6年度国税収入の法定率分の上ぶれ分を地方交付税の財源としております。

もともと地方財政計画の中で少なく見積もられていたことで、財源不足額が見込まれて臨時財政対策債を発行するというようになっておりますので、税収の上ぶれによってその発行をすると決定した分については、埋められてまいりますので、発行は発行として残した上で、交付税措置を追加いたしまして、その発行した分について、速やかに翌年度2か年にわたって返してくださいという趣旨のものでございますので、確かに議員がおっしゃるとおり前倒しで渡されたともいえるかと思ひます。

○9番（禰占通男） 関連ですけど、この公債費に対する減債積立てというのは、今回の補正に入っていないということですか。

○財政課長（籠原正二） 減債基金ですので、公債費の負担軽減のために活用してまいります。これまでも申し上げているとおり、なんさつE C Oの杜の整備に係る借入額がかなり多額になったということで、その交付税措置を除いた市の純粋な負担分について、かなり後年度負担になってまいります。年間6,000万円とかですね。そういった実質的な負担が増加してまいりますので、それを事前に減債基金に積むことで、そして計画的に取り崩していくことで、財政運営の平準化を図っていくとしております。

今回の積立てにつきましても1億円積みましたのは、これまで示しておりました減債基金の積立て計画を前倒しして1億円増額したということで、当初計画でありましたなんさつE C Oの杜の負担分に係る8億円につきましては今回の1億円の積み増しで完了するという形になりますので、今後、その償還に合わせてこの積み立てた分を取り崩していくという形になります。

○9番（禰占通男） 公債費に対する積立てということで、うちはどの程度をめど、目標でこの減債への積立ては考えているんですか。

○財政課長（籠原正二） 全体としての目安ということで減債基金の積立額は現在のところ計っ

ておりません。

例年10億円程度発行しておりますが、先ほど申し上げました大型事業、特になんさつE C Oの杜の整備に係る起債がそれだけで14億円とかなり多額になりました。

それについては、通常本市の予算規模で借り入れる分を大きく超える分になりますので、その分については、あらかじめその実質負担分について減債基金に積んで、平準化を図ろうというものでございます。ですので、公債費全体としての範囲の中で減債基金の枠を決めているわけではございません。

○9番（禰占通男） 国もいろいろ公債費については現年度分では30%程度とか、そしてまた全体的には5%とか10%の幅でということ、そういう文言も見受けられるんですけど、今、財政課長の説明によると、そういう計画的なことをやってないということはいいんですかね。

○財政課長（笹原正二） 今、9番委員のおっしゃったことにつきましては、地方自治体が起こす起債に対して、特に国が推進する事業については交付税措置というものの割合が大きくなるんですけども、そのことかなと考えております。

例えば1億円起債をした場合、本市が主に活用しております過疎対策事業については、1億円借入れた場合、7,000万円交付税措置されます。実質負担が3,000万円程度、例を挙げればそういうことになっております。

ですので、本市としましては過疎対策事業債を中心として、ほか緊急自然災害防止事業でありますとか、そういった交付税措置7割の有利な地方債等を中心に借入れを行っております。

本市の地方債の借入れの考え方としましては、そういった地方債をなるべく活用すると。そして、交付税措置の少ない起債につきましてはなるべく活用しない。そして、一般財源もしくはふるさと応援基金で対応できるものについては、そういったものを対応していくということで、交付税措置の零細なものにつきましてはなるべく借りないという方向性で財政運営を行っているところなんです。

○9番（禰占通男） ふるさと納税による利益部分ですけど、これが一応、今ちょっと絶頂期より半額ぐらいに、今年度も予算に載っていたりしますが、もう本当にふるさと納税のおかげというのは大きく出ているんですけど、今後、このふるさと納税を活用した減債、そういったものについての考えというのはどのようになっているんですかね。

○財政課長（笹原正二） ふるさと応援基金につきましては、本市の場合、基本的には寄附者の指定いたします政策分野ごとにその中の事業に対して充当していくという形を取っておりますので、公債費等に充当するという形にはなってまいりません。

ふるさと応援基金の活用の方針でございますけれども、確かにふるさと応援寄附自体が減額となっている状況もありましたけれども、その中で、歳出につきましてはそういった急激な変動に耐え得るように、なるべくその活用事業というものを絞っていくという形で、ふるさと応援基金の残高を管理して財政運営を行っております。

ですので、確かに残高自体、落ちてはいくんですけども、これが急激に落ちていかないように、予算編成の段階で活用事業を絞っていくという形を取っております。

○9番（禰占通男） 今、ふるさと納税の活用は考えてないということですけど、全国的にはふるさと納税を活用した事例が多いという総務省からの記述があるんですけどね。そこは今課長がおっしゃったように、活用する必要性がないということであればまたほかの活用に向けてお願いしておきます。

○6番（立石幸徳） お魚センターの関係を整理したいんですけどね。返納金もですけど、雑入のほうで返還金、これはお魚センターのほうから市に1,604万3,000円返還がなされた。1,600万円というのは結局、ウォーターフロント拠点整備事業の執行残ということで理解すればいいんですかね。

○水産商工課参事（桑原英樹） 今6番委員からございました、太陽と鯉のまち「枕崎」ウォーターフロント拠点整備事業の返還ということですが、こちらに関しましては、令和5年度、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、市の補助事業により、お魚センターが大規模改修を行ったわけですが、当該法人の消費税等仕入れ控除税額が確定したことによる、当該事業に係る消費税相当額の返還というふうになります。

要点を申し上げますと、お魚センターの確定申告により、当該事業に係る消費税相当額が確定したということで、その額を補助対象経費から減額する実績報告書の修正がお魚センターから市に提出され、それに伴い、消費税相当額1,604万3,163円が市に返還される見込みであります。

具体的に申し上げますと、市は当該事業において、枕崎お魚センターに対して、消費税込みで補助金を交付していました。事業実施主体でありますお魚センターの事業年度が4月1日から翌年3月31日ということであり、当該法人から実績報告書の提出のあった令和6年3月26日時点においては、消費税等仕入れ控除税額が確定していませんでした。

その後、同年5月の確定申告書提出後、国税庁の確認を経て、同年8月にお魚センターに当該事業に関わる消費税相当額の還付があったことから、同年12月の国庫返還手続に係る国庫からの通知に記載された手順により、県と調整を行って、今回、当該事業の消費税相当額をお魚センターが市に返還するものとなっております。

○6番（立石幸徳） あまり例のないような返還ではないのかと。ここに私、太陽と鯉のまち「枕崎」ウォーターフロント拠点事業概要、昨年7月31日の水産商工課から出た資料を持ってきましたけど。1億7,647万4,000円で事業費を出して取り組んだわけですよ。そうしますと、今説明のあったこの事業費1億7,600万円には消費税は入っていなかったと、そういう理解でいいんですか。

○水産商工課参事（桑原英樹） お魚センターの事業計画、そして、令和6年3月26日に提出した実績報告の中には、どちらも消費税込みの額での実績となっております。

○6番（立石幸徳） 消費税込みで事業費等を試算して事業執行をしたけど、その消費税分が還付になったということですか、戻ってきたと。

○水産商工課参事（桑原英樹） 消費税の仕入れ税控除の関係で、お魚センターの事業の消費税分が国から税務署から戻ってきたということで、そうなりますと、お魚センターのほうで消費税分が二重に額として残っていることになりますので、控除された消費税相当額を今回市に返還するものです。

○6番（立石幸徳） ですから、今回市に返還するのが1,600万円云々ですよ。そして、その半分、つまり事業が国2分の1、市2分の1の財源で取り組んでいるから、1,600万円の半分を国のほうに返す、これが国への返納金となっている、ということで整理すればいいんですかね。

○水産商工課参事（桑原英樹） はい、そのような整理で間違いございません。

○6番（立石幸徳） それからこのお魚センターの取り組んだ事業の中で、その後いろいろお魚センターの活性化というのは私も非常に喜ばしいことだと考えているんですが、この2階部分があまり活用されていないんじゃないかと。今まで2階にあったレストランの部分ですね。

大体1階に入ったら、2階に上がる入り口のところに、関係者以外はもう上がるなどというような形で、あそこにちょっとした看板というか書いたものがありますよね。オープンリニューアル以降の2階活用についてはどういうふうになっているんですかね。

○水産商工課参事（桑原英樹） 2階の活用につきましては、現在、主に団体食、昼の団体受入れに使用しています。その団体使用に関しましては、市内の飲食店と連携した形で、ケータリングのような形で市内の飲食店から昼食の料理を持って来ていただいて、それをお魚センターのほうで提供するというような形で提供をしているところであります。

また、現在お魚センターの3月はリニューアル1周年記念ということで、多くのイベントをお

魚センターが企画しているところですが、その中で、3月1日から4月6日までの間、2階の3分の1ぐらいのスペースを使って昆虫展ということで、現在、実施しておるところです。

また、月1回は2階にピアノがございまして、アクアリウムコンサートということで演奏して、そこにたくさんのお客様も入っているところでございます。

また、来年度につきましては、国の交付金を使用した3年間の事業の、今年度は1年目なのですが、来年度2年目ということで、その中では2階の利活用促進ということでトライアル的な取組も進めるということで、事業の計画書も市のほうに提出されておりますので、今後、2階の利活用については、6番委員のおっしゃいますとおり、より使われるようなものになるように、市としてもいろんな政策等ございますので、いろいろと利活用に向けて取組を一緒にしていきたいと思っております。

○6番（立石幸徳） お魚センターについては、いずれにしても次の6月議会で年度の決算が出ますのでね。そこでこの2階部分も利用もどうだったか、もう少し決算状況を見てお尋ねをしたいと思えます。

それから、お魚センターのやっぱり関連で、資料要求もしてございましたけど、お魚センター横の、いわゆる浜の活力の事業、これも今回、市のほうの予算として市負担金300万円、全体事業費が2か年の6年度、7年度で8,000万円という資料になっていますが、この資料を基に、どういった事業、このお魚センター横がどういうふうになるのか説明をいただきたいと思えます。

○水産商工課長（鮫島寿文） 予算特別委員会の資料を見ていただきたいと思えますが、今6番委員からありましたとおり、本事業につきましては、2か年の事業ということで進めてまいります。事業主体につきましては、鹿児島県が実施いたします。

全体事業費が8,000万円、令和6年度の今年度が3,000万円、そして令和7年度が5,000万円ということで進めていきます。枕崎市の負担としましては、書いてありますとおり10分の1ということで300万円、500万円の市負担金ということであります。

整備内容につきましては、公衆トイレを新築いたします。男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ、北のほうから女子トイレ、そして真ん中に多目的トイレ、そして南側に男子トイレということで県のほうで設計をしております。

休憩所につきましては、現在、休憩所がございまして、それは取り壊しをして新たなものを新築する予定です。

それと、事業の目的にも書いてありますとおり、お魚センターとも隣接しておりますので、そういったことも含めて、これまで駐車場はございませんでしたが、駐車場を新たに設けるということで、9台分新設をいたします。

身障者用のトイレも1台分確保するというので、県と調整をして進めてまいります。昭和60年代に今ある緑地が整備されておりましたので、非常に年数もたっております。そういったことで、老朽化とあわせて、ユニバーサルデザインに配慮した施設に更新ということで考えております。

○6番（立石幸徳） 本年度、事業に取り組むということですけど、まず整備内容で出ているトイレ、休憩所、駐車場、この辺の設計図面といいたいまいしょうか、どういった配置になるんですかね。図面のほうが分かりやすいんですけども、そこまではまだ決定していないんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 南薩地域振興局のほうで、緑地の部分、それとトイレの部分、休憩所、駐車場ありますけれども、それぞれの部署で設計等を行っているようです。全体的な、一定の場所についてはお聞きしているところです。

現在、休憩所、東屋が建っている東側にトイレが新築、ここに広さは50平米とあります。南北に縦長で5メートル、10メートルの公衆トイレが設置されます。その東側、お魚センター側のほうに舗装部分がありますが、舗装部分の切れ目から、今申し上げました公衆トイレの間に、

9台分駐車場の整備を新たにさせていただくということで聞いております。

あと、休憩所は取り壊しをしますが、今は北側にありますが、これを少し南側の岸壁に近いところに休憩所を設置するというで聞いております。

駐車場は、やはりお魚センター側のほうに設けるということで、ここは変更のないところだと思っております。

○6番（立石幸徳） ここ2年ぐらいだと思んですけど、冬場に今の当該地で市内有志の方々がイルミネーションをしており、非常にこのイルミネーションも好評で、かなりの方々がイルミネーションを楽しんでいたんですけどね。今度のこの取組で、これからもイルミネーションそのものには支障といたしましょうか、イルミネーションはこれまでどおりの取組、実施はできるというふうに思っておいていいんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほど申しあげました令和6年度、7年度、来年度までの工事になっております。県の南薩地域振興局からは、7年度末、2月または3月の完成とお伺いしておりますので、令和7年の12月、1月のイルミネーション時期と工事の時期が少しかぶるかと思しますので、イルミネーションの設置場所が限られてくるのかなとは思いますが。8年度以降は問題なく今までと同様な装飾は可能かと思えます。ただ、令和7年度だけは工事の期間とかぶると思しますので、イルミネーション設置場所の少し縮小があるかと思っております。

○6番（立石幸徳） 最後に、本市の漁港関係、全体的に今の今度取り組む事業ですね、港の中では非常に一番目立つ、そして一番アピールするのに好適地というふうに私どもは考えるんですよ。ぜひ、ただ機能的に駐車場、トイレ、休憩所というのではなくて、やはり居心地がいいってどうか、最低限の緑地は残しておいていただきたいと要望しておきます。

○9番（禰占通男） 公衆トイレの新築ということで多目的トイレが含まれているんですけど、西側の入り口、現在でもスロープになっていますけど、その部分についてはどうなるんですか。駐車場を造ったりいろいろするというで車の進入もろもろ関係が出てくると思うんですけど。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今お尋ねのほうのスロープのところ等は、変更はないと思っております。

○9番（禰占通男） 障害者の方の出入りについては、もうこれ以上考えない、今までどおりということですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほど申しあげましたお魚センター側のほうから駐車場、車が入ってくるようになると思えます。そうしたときに、もちろん公衆トイレのほうにも、先ほど申しあげましたユニバーサルデザインということで、体の不自由な方が使いやすいようなトイレとなっておりますので、駐車場からトイレへのアクセス等についてもそのような配慮された設計工事が実施されるものと考えております。

○2番（下竹芳郎） このお魚センター横の公園ですが、ここは現在その公園に遊具とか置いていましたっけ。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 遊具に関しましては、令和5年度に危険な遊具ということで撤去しております。

○2番（下竹芳郎） この工事を新しくするに当たって、そういう遊具を新設するというようなことは考えていなかったんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） この事業につきましては、浜の活力再生事業ということで、私どももこの議会でもいろんなにぎわいを創出するようなものがないかということで、遊具等もまた再度設置できないかということでお願いをしたところですが、やはり、この事業につきましては、本来は漁業者等の就労環境の改善、枕崎漁港内での環境整備ということでありましたので、遊具等の設置については今回は認められないということで、お願いはしたところですが、このような整備になったところです。

○2番（下竹芳郎） 目的が違うということではないですが、公園は海が近いのでその安全性の確保とかそういうのは考えていますか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 2番委員がおっしゃられるのは、やはり港ですので、津波とかの対応のことかと思えます。東北のほうでは静岡の焼津もなんですけれども、漁港に避難塔を設置してあるところもごぞいます。本市の想定される地震の津波の高さは3.8メートルですけれども、東北や焼津は10メートルを超えていたと記憶しております。そうした場合には、漁港の公園内に避難塔というのを設置してあるところもごぞいます。焼津や気仙沼とかはそのような安全対策というのがあります、県とも協議をしましたが、枕崎港には避難塔の設置は考えていないということでした。

今後、いろんな状況があれば、そういったことも検討が必要かと思っております。

○副市長（本田親行） 6番委員、2番委員からお尋ねがありました緑地帯については、これまでカツオ船を利用した宿泊設備とかそういったものも配置されておまして、海洋センターという位置づけで、海洋センターの設置及び管理に関する条例により運営してきましたが、艇庫しか残っておらず、条例の規定と実態が異なっている点も出てきております。令和8年度までの漁港整備という形で今回トイレ等の改修を行ってまいります、その事業が終了した段階で、実態に即すように条例の整備も行っていきたいと考えております。

○8番（眞茅弘美） 説明資料の7障害者自立支援給付費の部分ですけども、これ増額になっていますが、この説明をお願いします。

○福祉課長（福永賢一） 今回、2,843万1,000円の増額をしているのですが、この内訳につきましては、補装具給付費について484万8,000円の増額、それから介護給付訓練等給付費について2,358万3,000円の増額をしております。

補装具給付費につきましては、基準単価の増額でありますとか、あるいは今後、年度末にかけて車椅子等の高額な補装具を申請する見込みが出てまいりましたので、今回484万8,000円を増額したところです。

それから介護給付訓練等給付費につきましては、当初で見積もった給付費から実績見込みを出したところ、例えば生活介護施設給付費で1,525万5,000円、月に78人程度の利用と見込んでいたのが95人の実績が見込まれるということで、利用者数だったり、回数の増加だったりという利用の増ですね、その部分で一番大きいのが先ほど言った施設の生活介護、それから大きなものと言えば、就労継続支援A型が520万5,000円の増と見込んでおまして、これも月に5人利用と見込んでいたものが8人利用となっております。

あと、短期入所が382万9,000円増を見込んでいたのですが、これも月に4人程度利用と当初見込んでいたものが月に10人利用の実績状態があるということで、今回増額補正をお願いしたところです。

○8番（眞茅弘美） この障害者自立支援給付費は近年、1年1年金額も増額しているようなんですけども、やっぱり補装具に関しましてはその金額が増額したってということで、あと利用につきましては、就労支援等もろもろやっぱり年々利用者が増えているってということでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 近年、ここの部分につきましては、年々増加している状況にごぞいます。理由としましては、障害者の高齢化によりまして、そういった利用の回数、利用が増えてきたものが影響されているものというふうには分析しているところです。

○8番（眞茅弘美） 12農地中間管理事業も大きく増額しておりますが、理由をお願いします。

○農政課長（沖園信也） 今回の補正につきましては、機構集積協力金交付事業、県の事業ですけども、こちらのほうの補助金の増額による補正であります。

事業の内容としましては、農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りによる農地の集積を一定の地域で行った場合に、その集積率に応じた協力金が交付されるものでございます。これまでも

毎年度、この時期に補正を行っているのですが、これまでは大体1地区当たりの補正を行っているところです。補正額にして五、六百万円。

今年度につきましては、4地区が同時にこの協力金をもらうための手続。農地の貸し借りをするその農地自体を中間管理機構に届け出ると。その地域で、その農地自体を担い手農家、人・農地プランで定められている中心経営体、そういった方々が利用することを目的として、農地中間管理機構に届出をします。

面積が地域のうちの8割以上であれば、1反当たり2万8,000円であったり、70%から80%であれば2万2,000円とか段階的にその集積率に応じてその地域に交付されるものであります。

○8番（眞茅弘美） その増額された部分はどの部分でしょうか。そこの1反当たりの金額ということですかね。

○農政課長（沖園信也） この中間管理事業自体は、もともとが事務的な事務経費分を当初予算から予算計上してありまして、この地域集積協力金につきましては、その地域で農地の貸し借りの登録の活動を1年間続けていただいたと。その結果を農地中間管理機構に届け出たその成果に応じて交付金をこの段階でもらえるという制度ですので、これまでの事務費のほかに交付金をもらえるようになりましたので、その分を増額しましたよということですよ。

この額につきましては、先ほども申し上げましたが、4地区が取り組んでおりますので、それぞれその地域の集積率に応じた額を、その面積に応じてまた交付をするというようなこととなります。

○10番（平田るり子） この農地の中間管理事業は、この成功事例の内容はここで答えられますか、何かありますか。

○農政課長（沖園信也） 目標地図を定める地域計画を昨年度から定めるために地域を回っていたわけなんですけど、現状といたしまして、なかなかやはり農地に関する皆さんの関心がないものですから、市のほうにも、今もう自分で作れなくなった農地を誰かに作ってほしい、あるいはもう誰かに譲りたい、そういったような感じで、あるいはもう都会に、市外に住んでいる方々であればもう市にもらってもらえないかというような感じで関心がないような状況でしたので、地域計画をつくる段階で、こういった事業も地域で取り組んでくださいということでPRして回ったところです。

その中で、目標地図をつくっていかないといけないので、そうすることによって地域自体が農地に関する関心を高めるという意味での取り組み方をしたところであって、それが、その目標地図に定めた形で10年後、そういった形になれば成功事例になっていくのかなとは思っております。

○10番（平田るり子） 成功した事例をなかなか聞くことがないような気がするんですが、この事業の活用をする方法の手順として、具体的にどのようなこの作付け計画を立てるとかそういうのがありますか。

○農政課長（沖園信也） 先ほども申しましたが、これ中間管理機構のほうに農地の情報を提供することが目的です。なぜそこに登録をさせるかといいますと、そこに情報があることによって、農地を借りたいという方が、管理機構に相談をすれば、誰々さんがもう作らなくなって空いた農地がありますっていう情報がすぐ分かるというような制度で、一元管理をするっていうことですね。

この部分につきましては、枕崎市内においてはこれまでも農業委員会で農地バンクっていうものがありますので、やってはいるんですけども、これを県内全部でやることによって、市境の方々が、枕崎で言いましたら、もし駒水の方が南九州市の土地を借りたいと言ったときに、わざわざ南九州市の農業委員会に行って情報を得ないといけないわけですよ、現在では。そういったものが、県で一元管理されることによって、その一ところに相談すればこういった土地があり

ますよという情報をすぐ入手できるというようなメリットもあります。

○9番（禰占通男） 今、課長から、いろいろ相続問題だと思うんだけど、その土地を提供したいと、これは前から聞いているんですけど、農地であれ、宅地であれですよ。そういった事例というのは、どのぐらい出ているんですか。

○農政課長（沖園信也） 先ほどは相談事例の一つとして申し上げましたが、市のほうで土地を頂くというようなことは基本的にはしていない状況です。やはりそれっていうのは地域でまず解決していただきたいと思いますので、当然、新規就農者であればとか、そういった方々が参入してくるような状況であれば、その方々に情報提供をやっていくんですけども、基本もう次の耕作者が見つからないような農地っていうのは、大体条件が悪いような、表現はよくないですけども、誰も作りたくないようなところを、もう誰もその方も耕作者を見つけられないので、もらってもらえないかっていうような相談のほうが多いような気がします。

○9番（禰占通男） 私が議員になった頃は税の滞納、そういうところはすぐもう差し押えて売却せいとそういう意見も議会ですってきかたんですけど、それがもう10年で現実になってきましたよね、今この相続分物件もまた登記しないと罰則と昨年4月からなったと思うんだけど、それを3年以内にしなさいと。

こういった問題が出てくる背景には、国も登記状況を確認できない、また納税もかなわない。そうしたらもう結局、自治体で預かるしかないと思うんですけど、どうなんですか、こういう土地の所有権問題、今後の対策としては。宅地も全部ひっくるめて。

○財政課長（箆原正二） 財政課の財産管理係のほうに、年間数件程度、土地を市にもらっていただけないかということで御相談に来られる方もいらっしゃいます。財産管理係としてそのときの対応としましては、まず場所を確認いたしまして、今後それが公共事業等で公益に即した活用ができるかというものをまずは検討いたしますが、大体、なかなかそういった活用できる土地ではないということで、市が提供したいという方に対してそれを引き受けていきますと、その管理費というものがかなり経常経費として上がってまいります。

です、例えば常に草刈りとか人的にも必要になってまいりますし、維持管理費等がかなりかかってまいります。そういった経常経費の増加につながる案件になってまいりますので、なかなか市でそこを全て引き受けるというようなものは今後の財政運営上もなかなか考えられないのではないかとこのふうには考えております。

です、それぞれ今現に持っていらっしゃる方と必要とされる方をマッチングするシステムというものが今後必要になってくるということになるかと思っております。

○9番（禰占通男） 国への返納制度が可能になりましたよね、今、それをするには10年分の管理費用を前もって納めた状態なら、国もそれを国のものに返還を認めますよって今なっていると思うんですけど。結局、うちは養豚場跡地を5,000万円から6,000万円で購入したんだけど、ああいうものが相続人不在ということになると、財産管理人が入って、弁護士ですよ、それが評価のもう9割を持っていきますよ、結局、弁護士費用としてですね。残りの1割程度を残して縁故者に申請があったらあげますよってそんな感じですよ。私も実際経験しました。

億のものがただの何百万、ということより、私は積極的に市が、今財政課長からありましたように管理費はかかるけど、欲しい人にどうぞタダでもらってくださいと。ただ、固定資産税を納めてくださいって、私はそっちのほうがかかるとか税金が上がるような気がするんですけど、どうなんですか、簡単に。

○財政課長（箆原正二） 先ほどの繰り返しになりますけれども、まずは市がそれだけ資産を抱えるという形になりますので、それに対してやはり必要な経費というものがそこでかかってまいります。それよりは、民間同士でそれを流動化していくための取組ということが今後必要になってまいりますし、現在市内でもその取組については検討している段階でございます。

○9番（禰占通男） それを前進してくれるよう要望しておきます。

○10番（平田るり子） 農地中間管理事業について、私も地域の農地の活用ということで2件ほど請け負っています。その中で、やはりこの行く行くはこの土地を買っていただけないか、買っていただけるのか、それかこの土地を請け負ったところが、市のほうに譲渡していただけるように持っていかけてくれないかっていうのがたくさんあるんですね。だから、市のほうには一応年に数件かっていう相談だったと思うんですが、私が身近に感じているところ、こういった土地は物すごくたくさんあって、これは本当に農政課を越えた、こんな問題に今からなってくると思います。ですから、この中間管理事業はもっと力を入れて成功事例に持っていけるようなものにしていただきたいと思いますが、この取組として、今以上にできることというのは何かありますでしょうか。

○農政課長（沖園信也） あくまでもこの農地中間管理機構の現在のこの事業につきましては、農地の貸し借りっていうことですので、農地の売買であったりという部分はまた違う分野かなと思っております。ひょっとするとこの機構の中でもそういったものを取り扱っているかもしれませんが、そこはちょっと勉強不足で答弁できません。申し訳ございません。

○委員長（上迫正幸） ほかに質疑のある方——それではここで10分間休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時46分 再開

○委員長（上迫正幸） 再開いたします。

○8番（眞茅弘美） 先ほどの農地中間管理事業について、一言だけお聞きしたいんですが、今、耕作放棄地が増えている中、利用権設定も進めていると思うんですが、本市でどのくらいの利用権設定がなされているか、割合的な部分でいいんですが分かりますかね。

○農委事務局長（永江靖博） 本市では、中間管理機構を通じた農地の貸借、それと農業経営基盤強化促進法というものに基づいた貸借の二通りがあります。

本日、利用権の率について手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○2番（下竹芳郎） 予算書の25ページ、総務費の14番の交通安全対策費で公用車69万2,000円の減というのがあるんですが、これ青パトの不用額ですか。

○総務課参事（平田寿一） おっしゃるとおり、市役所に交通パトが1台ありますけれども、それを更新したときの不用額を減にしたものです。

○2番（下竹芳郎） 70万円といたら相当な額なので、最初の見積りがちょっとおかしいのかなと思うんですが、公用車を新車にされて、軽自動車になって小回りも利くと思うんですよ。そういう担当者の感想とかありますか。

○総務課参事（平田寿一） 結構小回りが利いて、朝夕パトロールに走るんですけども、小さな筋というか道路ですね、そういったところも非常に入りやすく、また運転もしやすいということで聞いております。

○2番（下竹芳郎） 軽自動車でサイレンの位置も高くなって、安全性も増すと思うので、またパトロールよろしくをお願いします。

○11番（橋口洋一） 3番の地方バス路線関係補助ということで、地方公共交通特別対策事業補助、こちらが1,800万円ほど上がっておりますが、こちらの金山線等、廃止になったところで、現在対象の路線は幾つありまして、それに対してこの金額になったのかお示してください。

○企画調整課長（日渡輝明） 今回、地方公共交通特別対策事業補助として1,855万8,000円を計上してございます。

この路線につきましては、知覧線、川辺高校・中央駅経由鹿児島行、加世田線、東大川線、空港連絡バスの5路線が補助対象となっているところでございます。

まず、知覧線につきましては、経費220万2,000円で枕崎市の負担割合として39.9%となっております。川辺・鹿児島線につきましては、290万3,000円で枕崎市の負担割合は37.0%です。加世田線につきましては、26万9,000円で枕崎市の負担割合は33.0%です。東大川線は562万1,000円で枕崎市の負担割合が65.3%です。空港連絡バスにつきましては、756万3,000円で枕崎市の負担割合は22.0%となっております。（12ページに訂正発言あり）

○11番（橋口洋一） そうすると、今度、空港線が廃止になるので、この分は次年度からはなくなるというような、そういう形になるのでしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） 空港連絡バスにつきましては、今年3月末をもって廃止となりますので、昨年10月から今年3月の半年分の経費について、補助することになるかと思えます。

○11番（橋口洋一） 先ほど空港以外のところ、知覧、川辺、加世田、東大川とありましたが、これは割合で今示していただきましたけど、これは延長距離ですか。それとも乗降者数とかそういういったところが関係してくるところでしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） 申し訳ございません。空港連絡バスの本市の負担割合を先ほど22.0%と申し上げましたが、36.7%でございました。

それと東大川線につきましてはの負担割合は、距離の割合となっております。

○11番（橋口洋一） ということは、距離は東大川線だけでそのほかは距離ではなくて、そのほかの要素で決められているということでしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） 路線によって負担割合は異なっておりますが、基本的には距離に各停留場を換算した形の割合を算出しております。空港連絡バスについては、利用者割となっております。

○11番（橋口洋一） そうすると、この基となるものは、どこかしらが示してきたものに対して、この割合で負担するよとなっているところでしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） 路線延長につきましては、バス事業者から提出されたものを基に、負担割合については対象の自治体で協議を行って決定をしております。赤字分について、構成市で負担をしているところでございます。

○11番（橋口洋一） そうすると、今後利用者がもし減ってくるとすると、この負担割合、負担額がまた増してくるということになるのでしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明） 経常費用と経常収益の差額の部分を補助しておりますので、赤字部分が増えてまいりますと、負担額は増加することになります。

○6番（立石幸徳） 空港バスの件で最初、市長から全員協議会での説明があって、その際関係の3市、枕崎市、南さつま市、日置市ですね。3市での話合いで、もう廃止を決定したと。

その際、県には何らかの申入れとかしていないのかと。その中で、県に相談をしてみたいという執行部の回答もいただいたんですけど、この件で県にはその後何らかの申入れをしているんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 本市から空港バスの件につきましては、1回ではございますが相談はしているところでございます。

○6番（立石幸徳） 相談の内容とか県の回答はどうなっているんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） まだ県からの回答はいただいているところではございますが、現段階において、まず関係市である南さつま市と朝の早い時間帯、最終便等の時間帯で、現在の鹿児島線、鹿児島中央駅から空港への路線バスで対応できない時間帯について、どのような方策があるかということで協議を進めているところでございます。

○6番（立石幸徳） そうすると、その協議次第では空港バスは復活の可能性は残っているわけですね。

○企画調整課長（日渡輝明） バス事業者も含めて協議をしている段階でございます。

具体的に復活の可能性があるかどうかについては、現時点では答えられないところではございますが、どのような方策があるかということについては、引き続き協議は行っていきたいと考えております。

○6番（立石幸徳） バスに限らずいわゆる公共交通ですよ。公共交通の在り方は、いわゆる事業の収支だけで片づく問題じゃないですよ。

なぜかという、最近私も具体的にはっきりつかんではいませんけど、空港バスを運営している事業者、企業が鹿児島市内の深夜便とか、鹿児島市内においてのバスを増便するという発表が出ましたよ。

つまり事業者になれば、簡単に分かりやすく言うと、もうかるところはやるわけですよ。しかし、全然もう赤字で話にならないと言えいいですかね、もうからないところは撤退していく。

これは事業ベースからいくと当然の経営の原則でしょうけど、公共交通はそういうわけにいかないわけですよ。

公共交通というのは、もうかるからやります、もうけないからしませんが終わる話じゃないですよ。だってその関係自治体は、赤字補填もしているわけだし、一番大事なのは、その路線の必要性ですよ。必要だから赤字であっても補填をする。そういうことで、何らかの継続というか、そういうものをやっていただきたいのは公共交通じゃないんですか。

もうかるもうからないで言ったら、どんどん切り捨てられていきますよ。その辺についてはどう考えているんですかね。

○企画調整課長（日渡輝明） 今6番委員からございましたように、公共交通の将来的な在り方を検討する中で、地域の移動手段を確保していくのは非常に大事なことでありと考えております。

一般質問でもお答えをしましたが、まず、本市におきましても、市内の移動手段を確保する観点から、令和7年度に市内一円を対象にしたデマンド交通の検証を行っていくこととしております。

また、地域公共交通活性化協議会においても、バス事業者、県、運輸局を含めた中で、これからのような手法で移動手段を確保していくかということを検討し、確認をしているところがございますので、関係者含めて施策を検討し、移動手段の確保が図られるよう進めていきたいと考えております。

○6番（立石幸徳） 先ほども空港バスについても、3月で取りあえず廃止ということだけど、まだいろいろ対応は考えるということですのでね。

私は空港バスは必要だと思っています、はっきり言って。ただ、もうけるもうけないというんじゃないで、枕崎市出身の都会に住んでいる人たちからはもう盛んに連絡が来ますよ。何でそんなら俺なんかもう帰れんんじゃないかというような連絡まで頂いていますよ。だからそういう面で、必要性という意味で事業者とは、県の力も借りて頑張りたいと思います。お願いしときます。

○9番（禰占通男） 空港連絡バスについてですよ、次の4月からの予定している部分。

これなぜ日置市は参加しないんですか。またそれを一度も説明を受けていないんですけど。日置市が参加しない理由ですよ。

○企画調整課長（日渡輝明） 今後南さつま市と協議をしていくといったところに、日置市が入ってこないということがございますか。

○9番（禰占通男） 4月から始まる分、枕崎市と南さつま市で一応いろいろ補填して運行されるスーパー特急新幹線リレー号について、なぜ日置市が参加しないんですかというその説明はまだ私は一度も聞いていないので、そこはなぜ日置市は一緒に取り組まないのか。

ただ今までも、最初は駅で止まって回って行って止まりおったけど、ちょっとまた伊作峠に向かったところのバス停で止まってというのが現状でしょう。1回しか止まらないんだけど、それ

についてなぜ日置市が参加しないのかということですよ。

○企画調整課長（日渡輝明） スーパー特急新幹線リレー号につきましては、枕崎市、南さつま市加世田、そこから直接中央駅に向かうルートで結ばれておりまして、日置市は経由をしない路線となっているところがございますので、そこに日置市は入りません。

○9番（禰占通男） そしたらもう直接大坂へ行くっちゃうこと。

○企画調整課長（日渡輝明） そのようなルートになります。

○5番（水野正子） 地方バスの補助についてですけど、昨日路線バスで鹿児島まで行ったという方の話を聞いたんですけど、満席で座れなかったというんですね、立ったままバスに乗って鹿児島市内まで行ったということを知りました。

どういう方が乗っていたのか聞いたら、若い子たちから高齢者が乗られていたということで、若い子たちも親が共働きで仕事をしていたらやっぱり路線バスが必要だったり、高齢者もちよつと出かけるのにも運転ができなければ路線バスを利用すると思います。もう少子高齢化ですけど、今後も路線バスがなくならないように努力をよろしくお願いします。

○企画調整課長（日渡輝明） 先ほどから申し上げますとおり、市としましても、利用促進等を含めまして、よりよい交通体系が図れるように施策を進めていきたいと思っております。

○12番（吉嶺周作） この路線バスなんですけど、東大川線の負担金が562万円で、負担率が65%、ここが一番大きな金額になっているんですけど、この負担率の他の35%は何市が負担をしているんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） まず知覧線につきましては、枕崎市、南九州市の負担になります。

川辺・鹿児島線につきましては枕崎市、南九州市。加世田線につきましては、枕崎市、南さつま市。東大川線については、枕崎市、南九州市。空港連絡バスにつきましては、枕崎市、南さつま市、日置市の3市での負担となっております。

○12番（吉嶺周作） 東大川線が562万円と負担額が一番大きくなっているんですけど、駐車場とあと利用者はどういう現状なんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 東大川線につきましては、輸送人員が3,668名という報告がございます。

費用としまして、988万0,520円に対しまして、収益が127万1,085円で860万9,435円が赤字部分となっておりますので、この部分に対して枕崎市と南九州市で負担をしているところがございます。

○12番（吉嶺周作） 枕崎発の東大川で終わるんですか。それとも、穎娃の駅らへんまで行くんですかね、このバスは。

○企画調整課長（日渡輝明） 枕崎市から東大川で止まって、そこからまた指宿まで一本でつながるような路線となっております。

○12番（吉嶺周作） この知覧線、川辺加世田線は本数の今後の見通しは減っていく予定なんですかね。

○企画調整課長（日渡輝明） 今ございました路線の今後の見込みというところについては、事業者から特に示されたものはございませんが、先ほどから申し上げますとおり、利用促進に努め、路線維持が図られるよう施策に努めていきたいと考えているところがございます。

○12番（吉嶺周作） 利用者の減でスクールバスの廃止などもあるんですけど、廃止後の高校生方のその乗降する場所などの変更があったと思うんですけど、その辺はスムーズにしているんですかね。加世田高校等のものでいいですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 加世田高校につきましては、加世田ステーションで降りまして、そこから加世田高校へ直接向かうバスに乗りまして通学をしているかと思っております。

○3番（辻本貴志） 予算書の35ページになります。

観光費の港まつり、当初予算では450万円とあったんですが、225万円返ってくるんですけど、この内容を教えてください。

○水産商工課長（鮫島寿文） 令和5年度のさつま黒潮きばらん海枕崎港まつりが台風接近のため、花火大会のみの実施となりました。

その関係で執行残が大きくあったんですが、きばらん海の運営委員会等を開いて、各団体に令和5年度の執行残を負担金の拠出割合で返還ということではなく、令和6年度、今年度の負担金を減らしましょう、2分の1に減額ということで、各団体、枕崎市も含めて通常の実負担金の2分の1で、令和6年度は負担金を拠出して、今年度開催したところです。

その部分をこの議会で予算の減額をお願いしているところです。

○3番（辻本貴志） 分かりました。

37ページの公園費、公園草払い等の減額になっているんですが、この現状は、もう草払いが全て終わっている状況なのか、委託業者の手が回らない状況なのか等を教えてください。

○建設課長（神浦正純） お尋ねの公園費の委託料についてですが、片平山公園における樹木の強剪定を経費削減のために県発注の急傾斜地崩壊対策工事と併せて施行することにしておりました。

しかしながら、県工事が先送りとなったことや、また、その他一部の業務確定及び執行見込みに伴うもので委託料の350万円の減額補正をお願いするものです。ちなみに片平山公園の強剪定としては、約320万円の減額としております。

○5番（水野正子） 説明資料の9番ですけど、子ども・子育て支援教育保育等給付費の説明をお願いします。

○福祉課長（福永賢一） 子ども・子育て支援教育保育等給付費につきましては、市内7か所にある保育園、認定こども園の運営費の給付になりますが、令和6年の人事院勧告に伴い公定価格の改定がなされまして、算定の基礎となる職員の人件費を10.7%程度引き上げる内容になったことにより、当初の予算に不足が生じることになったので、今回3,579万3,000円の増額をお願いするものです。

○5番（水野正子） 説明資料の13の水利施設整備事業の説明をお願いします。

○農政課参事（中村俊彦） 南薩畑かん地区の県営事業で造成しましたファームポンド、パイプラインの長寿命化対策の事業を行っているんですが、これは、県営事業ですけど、事業進捗を図るために次期工事分等の委託、測量設計を前倒しといいますか、先にやるということで、負担金として130万2,000円の増額になったところです。

○10番（平田るり子） 先ほどの説明資料の9番、31ページの子ども・子育て支援教育保育等の給付の私立ってというのは、先ほど言った7か所ですか。

○福祉課長（福永賢一） 7か所全部が私立分になります。

○10番（平田るり子） 3,579万3,000円の配分は、この7か所に行くということで、金額は平等にいく、1か所1か所、金額が違うんですか。

○福祉課長（福永賢一） 入所児童の数、年齢の配分等によって公定価格が変わってまいりますので、7園それぞれの金額がございます。

○10番（平田るり子） 優先順位とかというのはないんですよね。もうそのまま割り振られる。

○福祉課長（福永賢一） 国が定めた公定価格に基づいて、1人当たりの給付費を支払うということになりますので、優先するという考え方のものではございません。

○委員長（上迫正幸） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（上迫正幸） 異議もありませんので、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時29分 再開

△議案第11号 令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○委員長（上迫正幸） 再開いたします。

次に、議案第11号令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（平塚孝三） 議案第11号令和6年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、概略を申し上げます。

予算書の末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ97万3,000円を減額し、予算総額を33億6,753万2,000円にしようとするもので、当初予算額より0.7%の増となります。

補正の内容は、今年度実績見込みに基づき、出産育児諸費につきましては、出産育児一時金150万円の減額です。

償還金及び還付加算金つきましては、国県支出金の精算返納金52万7,000円の増額です。

以上の財源として、国民健康保険税3,505万3,000円の増額、県支出金13万円、繰入金3,589万6,000円の減額で措置いたしました。

国民健康保険税につきましては、税務課長から御説明いたします。

○税務課長（鮫島眞一） 私からは、国民健康保険税について申し上げます。

予算書の4ページをお開きください。

まず現年課税分は、当初予算3億6,499万1,000円に対し補正後4億0,078万7,000円で、9.8%、3,579万6,000円の増額となっています。

滞納繰越分は、当初予算817万円に対し補正後742万7,000円で、9.1%、74万3,000円の減額となっています。

以上のことから、現年課税分、滞納繰越分を合計した予算全体は、当初予算3億7,316万1,000円に対し、補正後予算を9.4%、3,505万3,000円増額の4億0,821万4,000円としました。

○健康課長（平塚孝三） 以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（上迫正幸） それでは審査をお願いいたします。

○3番（辻本貴志） 末尾資料の出産育児諸費の出産育児一時金が減額ということですが、何人予定していた分が、結果、何人になったのでしょうか。

○健康課長（平塚孝三） 当初、出産育児一時金を9人で見込んでおりました。今回の補正で6人分に減額しております。2月末時点で4人分を支出しているところです。

○10番（平田り子） 出産育児一時金は、本市は直接支払いになるんですか。受取代理、病院に支払いになるんですか。

○健康課長（平塚孝三） 出産育児一時金につきましては、1人50万円ということになっております。ほとんどの方が病院のほうで50万円を超えるので、代理受領という形になります。50万円に満たない出産費用につきましては、その差額を請求していただいで支給しているところで

ございます。

○委員長（上迫正幸） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（上迫正幸） 異議もありませんので、議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

△議案第12号 令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○委員長（上迫正幸） 再開いたします。

次に、議案第12号令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（福永賢一） 議案第12号令和6年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ652万9,000円を減額し、予算総額を30億2,720万7,000円にしようとするもので、当初予算額に対し、約9%の伸びとなります。

補正の内容は、特定入所者介護サービス費568万円、南薩介護保険事務組合負担金479万6,000円、一般管理費173万3,000円及び一般会計繰出金24万7,000円の減額と、地域密着型介護サービス給付費500万円、介護予防サービス給付費68万円及び償還金24万7,000円の増額であります。

以上の財源として、繰入金566万3,000円、国庫支出金58万2,000円、県支出金28万4,000円の減で措置いたしました。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（上迫正幸） それでは審査をお願いいたします。

○10番（平田るり子） この地域密着型介護サービス給付は何件分で、それぞれ自己負担はどれぐらいあるんでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 地域密着型サービス給付費の中で、通所介護が、広域型から地域密着型に移行した事業所が2事業所ございまして、ここの部分が増えたということで、利用者数の年間の見込みを当初804人と見ていたものが、866人増という見込みになりましたので、500万円増額をお願いするものです。利用につきましても、それぞれ介護度に応じて給付費報酬総額が変わってきますので、その基本1割が本人負担ということで御理解ください。

○10番（平田るり子） この下の介護予防サービス給付費は介護サービスを利用するのに手続をしてからどれぐらいでこの利用ができるかこの期間を教えてください。

○福祉課長（福永賢一） 今回の介護予防サービス給付費の増をお願いしたものの中身はですね、介護予防の住宅改修費に60万円、そして介護予防の福祉用具購入費に8万円増額をお願いしたものです。

ケアマネジャーに相談していただいて、そして手続をしていただくのですが、購入であったり、その工事の実施であったりっていうのにおおむね1か月程度かかるというふうに理解していただければと思います。

○9番(禰占通男) 今ありましたこの介護予防サービス給付費の中の住宅改修費、これって上限はどうなっていますか。

○福祉課長(福永賢一) お1人が使える金額ってというのが、住宅改修費の場合は20万円の給付費が上限になっております。介護度が変わったり、あと住所が変わったりということになれば、それがリセットされる場合もございます。

○9番(禰占通男) 以前はこの介護サービス住宅改修ということで、名前がどうだったか分からないけど、もう20年ぐらい前だったと思うんだけど、結構この額が大きかったような気がするんですけど、その額はどう変わってきていますかね。

○福祉課長(福永賢一) ちょっと確認してみないと分からないのですが、私が把握している範囲では、この金額は前から20万円の上限でそれを超える分を自己負担というような形になっていると理解しております。

○9番(禰占通男) 特定入所者介護サービス費が減額になっているんだけど、このサービスを受けている人数とか内容的なものとか教えてください。

○福祉課長(福永賢一) これはいわゆる3つの福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、こちらへの入所とショートステイに入ったときに、所得状況によりまして、居住費と食費の限度額認定で補足給付をするものになりますが、何回か補正をしている部分で、ずっと下げているのですけれども、今、年間利用実数を245人と見ていたものが、今回227人分で、減額をお願いするものです。

○9番(禰占通男) 今ここにこのサービス費ということで3項目ありますけど、これ1人の方が重複して受けることは可能なのか。そういうことを対象になっている方の人員とかどうなっているんですか。

○福祉課長(福永賢一) (3)から(5)までの部分で申しますと、まず介護予防というふうになる方については要支援者が使うものになりますので、要介護者が使う地域密着型介護サービス給付費と特定入所者介護サービス費と(3)と(5)とは重複する部分がありますが、(4)の方は(3)と(5)と重複するということはないということになります。重複している数につきましては、すみませんが回答ができません。

○9番(禰占通男) あともう一点、保健施設ですよ。一応3か月で出て、また自宅で療養を頑張って、また入所、そういうふうになるとどうなるんですか、こういう支援というのは、対象的に。

○福祉課長(福永賢一) 介護老人保健施設の場合は入所施設になりますので、施設給付費での給付になります。ただ、介護老人福祉施設は基本的に入所したら自ら退所するまで基本的にずっとおられるところでございますが、介護老人保健施設は、もともと老人保健法に基づく医療的な部分ということで、基本的に入院されている方が自宅に帰るまでの間にそこで過ごしてもらってということで、一応3か月というやはり区分がありますので、一旦、自宅に帰ってやっぱり対応できなくて、また再入所っていう方も結構おられると思います。現状としてはそのような状況です。

○委員長(上迫正幸) ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（上迫正幸） 異議ありませんので、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時10分まで休憩します。

午前11時46分 休憩

午後1時10分 再開

△議案第13号 令和6年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）

○委員長（上迫正幸） 再開いたします。

次に、議案第13号令和6年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。当局に説明を求めます。

○市立病院事務長（西村祐一） 議案第13号令和6年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）について御説明します。

補正予算書の1ページをお開きください。

業務予定量を、第2条にありますとおり、年間患者数を入院で730人減少の1万6,790人、外来で206人増加の1万3,056人、1日平均患者数を入院で46人、外来で51人に補正しました。

今回の補正は、収益的収入において、外来収益及び一般会計からの負担金の増並びに入院収益の減に伴い、医業収益を351万5,000円減額するほか、長期前受金戻入及び一般会計からの負担金の増に伴い、医業外収益を4,866万4,000円追加しようとするものです。

補正後の収支は、総収益6億8,521万円に対し、総費用8億3,400万8,000円となり、差引き1億4,879万8,000円の純損失となる見込みです。

資本的収入及び支出においては、一般会計からの負担金の増に伴い、収入を2,373万8,000円追加しようとするものです。

補正後の収支は、収入2,373万8,000円に対し、支出が5,381万3,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額3,007万5,000円については、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

以上、概略を申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（上迫正幸） それでは審査をお願いいたします。

○11番（橋口洋一） 収入におきまして、収益的、資本的、それぞれ負担金の額が増減しているところですが、これについての説明をお願いします。

○市立病院事務長（西村祐一） 資本的収入の増についてでよろしかったでしょうか。（「はい」と言う者あり）資本的収入の負担金の増加につきましては、病院の建設改良に要する経費で医療機器購入等に要する経費について一般会計からの負担金ということで増加しているところでございます。

内容につきましては、医療機器等の購入に係る建設改良分が1,154万3,000円。企業債元金分が1,219万5,000円の合計2,373万8,000円ということになっております。医療機器の内容につきましては、ブラストチラー、空気殺菌器、内視鏡消毒機、連結プラットホーム、心電図ビューア端末、人工呼吸器トリロジー、バリアフリースケール、造影剤注入装置、あとは心電・呼吸・SpO₂送信機、3モーターベッド、清拭車というふうになっております。

○11番（橋口洋一） 資本的収入の負担金については分かりました。

収入の部、収支的収入のところの負担金、増減について、お伺いします。

○市立病院事務長（西村祐一） 医業収益の負担金につきましては当初予算からすると12万9,000円減少となっているんですが、こちらにつきましては、救急医療の確保に要する経費で一

般会計からの負担金ということになっております。

そのほか、医業外収益につきましては、負担金が2,946万円増加しているところなのですが、こちらにつきましては不採算地区病院の運営に要する経費等の一般会計からの負担金ということで増加しております。内訳につきましては、当初予算8,500万円を計上していたんですが、今回の補正で1億1,446万円というなっているところなのですが、医師の派遣を受けることに要する経費が98万9,000円、公立病院の経営強化の推進に要する経費が18万2,000円、病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費の一部に繰り出すための経費が67万5,000円、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費が648万4,000円、病院の建設改良に要する経費こちらは企業債の利子分になるんですが、こちらが364万円。あと、不採算地区病院の運営に要する経費が1億0,249万円の合計で1億1,446万円となっております。

○**財政課長（笹原正二）** 一般会計からの市立病院への負担につきましては、当初予算におきまして、例年1億円を定額で予算化しております。

その後、毎年度最終補正において病院事業会計の状況を見ながら、負担金を一般会計と協議しながら詰めていくという形になっております。その額につきましては、繰出基準の範囲内において、交付税措置等を勘案しながら、額の決定を行うものでございます。当初予算に1億円計上しておりましたので、先ほど病院事務長からありました経費をそれぞれ繰出基準に基づいて計算していった結果、総額1億5,306万9,000円ということで、1億円との差額分について今回補正を計上するものでございます。

○**11番（橋口洋一）** そうすると一番大きいのが不採算地区の関係の部分が大きかったかと思うんですけど、結局この負担金は、法定外繰入的などところに関連するところが、入っているのか、全くそこは入っていないのかそこをお示してください。

○**市立病院事務長（西村祐一）** 今回、一般会計からの繰入金に関する部分については、全て法定内でございます法定外はございません。

○**委員長（上迫正幸）** ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**委員長（上迫正幸）** 異議もありませんので、議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時23分 休憩

午後1時24分 再開

△議案第14号 令和6年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）

○**委員長（上迫正幸）** 再開いたします。

次に、議案第14号令和6年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○**水道課長（上園秀人）** 議案第14号令和6年度枕崎市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、収益的収入及び支出は、収益的収入を補正するもので、4月の人事異動に伴い、

児童手当分の営業外収益、一般会計負担金を補正するものです。

また、資本的収入及び支出においては、資本的収入を補正するもので、他所管の公共工事に伴う水道管移設工事負担金が皆減となったことから、負担金を減額する補正を行うものです。

第2条、第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入を73万8,000円増額し、合計で4億2,979万2,000円にしようとするもので、当初予定額4億2,905万4,000円に対し、0.17%の増となります。

なお、税抜の純利益は、498万9,000円で、当初予定額344万1,000円に対し154万8,000円の増で率にして44.99%の増となります。

第3条、資本的収入及び支出のうち収入を、566万2,000円減額し、合計で3,723万円にしようとするもので、当初予定額4,289万2,000円に対し、13.20%の減となります。

資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し、不足する額2億3,201万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金662万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億4,444万1,000円、建設改良積立金7,100万円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額994万6,000円で補填します。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（上迫正幸） それでは審査をお願いいたします。

ありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（上迫正幸） 異議もありませんので、議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時28分 休憩

午後1時29分 再開

△議案第15号 令和6年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長（上迫正幸） 再開いたします。

次に、議案第15号令和6年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課参事（今給黎仁） 議案第15号令和6年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、国庫補助事業に係る補助金が要望額2億0,200万円に対し、交付額が1億8,010万円、交付率で89.2%となったことや、送風設備受変電設備設計の内容の変更、下水道管路デジタルシステム購入費用の確定に伴う事業費の減額、財源となる企業債及び国庫補助金の減額が主なものとなっています。

また、前年度取得資産の確定や企業債利率見直しなどに伴い、収益的収入支出及び資本的収入支出をそれぞれ補正するものです。

第2条、業務の予定量の(4)主要な建設改良費のうち、管路建設改良事業費を600万9,000円増額し5,017万9,000円、処理場建設改良事業費を1,940万円減額し、2億8,784万3,000円とする

ものです。

第3条、収益的収入及び支出のうち収入を46万円減額し、合計で7億7,083万3,000円にしようとするもので、当初予定額7億7,129万3,000円に対し、0.06%の減となります。

支出は28万4,000円増額し、合計で7億2,445万2,000円にしようとするもので、当初予定額7億2,330万1,000円に対し、0.16%の増となります。

なお、税抜の純利益は、3,004万7,000円で、当初予定額3,100万円に対し95万3,000円減で、率にして3.07%の減となります。

2ページをお開きください。第4条、資本的収入及び支出のうち収入を2,290万円減額し、合計で4億6,130万円にしようとするもので、当初予定額4億8,420万円に対し、4.73%の減となります。

支出は2,019万1,000円減額し、合計で6億4,843万1,000円にしようとするもので、当初予定額6億6,862万2,000円に対し、3.02%の減となります。

資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し、不足する額1億8,713万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億4,235万5,000円、繰越利益剰余金処分量98万1,000円、当年度利益剰余金処分量2,858万4,000円、建設改良積立金1,000万円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額521万1,000円で補填します。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（上迫正幸） それでは審査をお願いいたします。

○6番（立石幸徳） この1ページ第2条、処理場建設改良は1,940万円の減額補正ですね。これはどういった事情なんですか。

○水道課参事（今給黎仁） 送風機受変電設備設計、下水道管路デジタルシステム購入費が予定額より大幅に減少する見込みがありましたので、これに関わる事業費を下げているところがございます。

○水道課長（上園秀人） 少し補足しますけれども、処理場建設改良の送風設備、受変電設備の設計委託を予定しておりましたけれども、それが4,320万円で当初設計でございました。それが内容の変更等によりまして2,380万円となったことから、1,940万円を減額すると、処理場建設改良の設計委託分を内容変更によって減額したということになります。

○6番（立石幸徳） 全体的に処理場の改築といいまししょうか。これ全体計画の中ではどの段階まで来ているんですか。つまり、いわゆる汚泥の脱臭施設は6年度でもう完了ですか。処理場施設の改築の段階といいまししょうか、スケジュールはどうなっていたんですかね。

○水道課参事（今給黎仁） 処理場の汚泥濃縮と脱臭施設の関係につきましては、令和4年8月に事業団と受託契約を結んでいるところなんです。現在工事を行っているところにつきましては、汚泥脱臭施設は令和7年度の9月に施工完了され試運転を、それから汚泥濃縮施設については、来年7年度の10月に施工完了して試運転に入る予定になっております。そのあとに、送風機受変電設備についてしていくような形になっていきます。

○6番（立石幸徳） 処理場の改築状況は、当初でもまた詳しく聞きますけどね。7年度当初予算に今これ補正ですけど、また8年度に2億8,000万円ぐらい債務負担行為が出ているんですよ。これは最初から計画されたスケジュールにのっとっているんですかね。

○水道課長（上園秀人） 現在行っている工事につきましては、脱臭設備の改築と濃縮設備の改築ということで、昨年8月だったですか、所管事務調査で見ていただいた部分になります。

そのものについては経営戦略等で掲げている事業になっておりまして、質問者が言われた先ほどの当初予算に計上している債務負担は受変電設備の更新ということでございます。処理場の内部につきましては、もう供用開始から40年経過していること等もありまして多くの機械が改築時期を迎えているところがございます。そういった中で、年次的に計画を立てた事業を現在進め

ているところでございます。

○6番（立石幸徳） 年次的って言われますが、当初の脱臭の施設改築にしても、例えば途中で、受注をする企業がないというようなことで、相当いろんな意味でずれ込んできているわけですよ。だから実際、いつこの終末処理場の改築が終わるのかよく分からない部分があるから、今確認をしているんですよ。そうすると、今の段階で言えるのは、7年9月までには、いわゆる脱臭悪臭対策は終わる、こういう確認でいいんですか。

○水道課長（上園秀人） 現在、受注をしている業者とも毎月工程会議等をしておりますけれども、現在のスケジュール等につきましては参事が申し上げたとおり、9月で試運転を開始して、その後10月以降に既設の品物を撤去していくということに脱臭施設はなっていく予定でございます。一方の濃縮設備も工事を10月末で終えまして、10月以降に試運転を行い、7年度内には、既設を撤去いたしまして、工事を完了する見込みとなっておりますところでございます。

○6番（立石幸徳） この受変電設備についてはまた当初でお尋ねしますが、結局、最終的に処理場の改築は全てを終えるのはいつをめどにしているわけですか。さっき言ったように8年度もまた債務負担行為が出てくるわけでしょう。

○水道課長（上園秀人） 先ほども申し上げましたけれども、処理場の施設については、供用開始から40年経過しておりまして、機器も更新していかないといけません。今は1期目のストックマネジメントで計画していた分を事業化して進めているわけでございます。それが終わった時点で2期目のストックマネジメントに入るということになりますけれども、当初予算で経営戦略も改定することにしておりまして、その中で事業費……（「途中ですけど当初予算というのは7年度当初予算のことですかね」と言う者あり）そうですね。来週の審査の時点でお示しをしますが、経営戦略の改定を行う予定としておりまして、その中で、事業費も新たな事業費ということでお示しするというところになっていくところなんです。

○6番（立石幸徳） いろんな状況で計画がずれ込んだり、変更になるというこれはもう分かるんですよ。ただ、あまりにも皆さん方、下水道担当のほうは、説明したことがもうずれていくもんだから、こうしてその都度その都度、一体いつ、どこまで行くのかというのが分からなくなってくるもんですから確認しているんですけど。

今度の最初の説明にあったその交付金2億2,000万円が1億8,000万円になったと。これはどういった事情なんですか。

○水道課長（上園秀人） この予算に上げておりました建設改良事業費、管路建設事業4,417万円、処理場建設改良事業費3億0,724万3,000円の国庫補助分ということで2億0,200万円を要望をしていたわけですが、これが交付金が89.2%、2,190万円減額となったということになります。

そのうちの、先ほど説明したように処理場建設改良費の送風機の設計、受変電設備の設計部門が1,940万円減額になったものです。事業としては、全体としては全ての事業が完了はしているところでございます。

○6番（立石幸徳） 終末処理場のいわゆる事業団との関係で、事業団に、何かちょっと言い過ぎになるかもしれませんが、振り回されているんじゃないかという気がするんですけど、本市のいろんな計画と事業団のほうは、どの程度、その計画に沿った形で進捗できるようにというそういう話合っているのかな、それについてはなされているんですか。

○水道課長（上園秀人） 事業団とは、委託契約の協定を締結した後に、事業者が決定した後、また中身についてすり合わせ等を行って事業を進めているところでございます。

今、質問者から御指摘がありましたように、確かにその事業団の進捗状況について遅れているところも見受けられるところでございます。

これも事業団のほうに問合せをすればですね、能登半島等の上下水道の損傷等がひどくて、そ

さらに業務を取られている部分もあつたりとか、先般ではコロナの影響の中で事業者が見つけられないという事情であつたりとか、確かに最初6番委員がおっしゃるとおり、事業団の少し動向によって事業が遅れている部分については否めないところであります。

○6番（立石幸徳） 先ほど説明があつたように、次の7年度当初予算でまた経営戦略の見直しを示していただけるということですので、そのときまたいろいろ聞きますけど、この6年度までに終末処理場の改築にトータルといいますか合計で幾ら支出、経費を出しているんですかね。

これを最後に聞いておきます。

○水道課参事（今給黎仁） 処理場の濃縮施設の改築工事につきましては、令和6年度までに8億1,600万円ほどの一応契約をしているところでございますが、そのうち、令和3年から4年度の事業費繰越しをされたわけですが、そのこの部分については、今年度中に完了を見越しているところでございますが、令和5年度分、令和6年度分のところについては、今のところ繰り越す予定になっているところでございます。

○6番（立石幸徳） さっきも何度か言っているように、経営戦略を見れば分かると思うんですけども、その5年度分、6年度分はまだ当初の経営戦略に出している分は着工できていないとこういう確認でいいんですか。

○水道課参事（今給黎仁） そのこの部分については、協定という契約は結んでいるところですけど、繰越しになる予定でございます。進んでいないというところでございます。

○6番（立石幸徳） 当初で経営戦略を見てからまたいろいろ確認をさせてください。

○委員長（上迫正幸） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（上迫正幸） 異議もありませんので、議案第15号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本日の審査は終了いたしました。

なお、本日の審査の結果については、3月19日の本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

また、審査内容の詳細については、後日配付されますので、委員長報告につきましては、申合せのとおりいたします。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（上迫正幸） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

次の委員会は、来週の月曜日から各会計の令和7年度当初予算の審査に入ります。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時49分 散会